

韓国「略式手続等における電子文書の利用等に関する法律」・「略式手続における電子文書の利用等に関する規則」(試訳)

氏家 仁

<訳者まえがき>

本稿は、韓国の現行(脱稿日現在)の「略式手続等における電子文書の利用等に関する法律」及び同法によって委任された事項等を定める大法院規則(わが国の最高裁判所規則に相当する。)である「略式手続における電子文書の利用等に関する規則」(以下<訳者まえがき>において、併せて「対象法令」という。)の規定の邦訳である。

わが国において、裁判手続の電子化に向けた本格的な議論は、ようやく緒についたばかりであるが¹、現時点では、これらの議論は主として民事訴訟における手続の電子化を対象としたものであり、刑事訴訟における手続の電子化については、いまだ学界においても議論がほとんどなされていないといっても過言ではない。

一方、韓国においては、民事訴訟等における手続の電子化がひろく実現されているが(民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律)²、それに加えて刑事訴訟の手続の一部についても電子化がなされている。これは、道路交通法違反事件の一部(飲酒運転、無免許運転)に対する略式手続等の電子化である。この電子化は、対象法令によって実現されているものである。

訳者は、刑事訴訟における手続の電子化に関する研究³を行うにあたって、対象法令を邦訳したが、加除式の韓国法令邦訳集⁴に対象法令が収録されておらず、また、ほかに公刊物として邦訳されたものが見当たらないことから、わが国における議論、特に刑事訴訟における手続の電子化に関する議論に資するため、ここに研究資料として公表するものである。なお、対象法令の法文中において対象法令以外の法文を引用している部分については、必要に応じて、文末脚注において邦訳した。

(2018年1月29日脱稿)

略式手続等における電子文書の利用等に関する法律

2010年1月25日制定，2010年5月1日施行（法律9943号）

2010年2月4日改正，2010年5月5日施行（法律10012号）

2014年12月30日改正，2014年12月30日施行（法律12891号）

〔現行〕2016年1月6日改正，2016年1月6日施行（法律13714号）

第1条（目的） 本法は、「刑事訴訟法」第4編第3章による略式手続等における電子文書の利用・管理に関する基本原則及び手続を規定することによって略式手続等の情報化を促進し，迅速性と効率性を高めて国民の権利の保護に資することを目的とする。〈改正2016.1.6〉

第2条（定義） 本法において使用する用語の意味は，次の通りである。〈改正2010.2.4，2016.1.6〉

1. 「電子文書」とは，刑事司法情報システムにより電子的な形態で作成されて送信・受信され，又は貯蔵される情報であって，文書の形式が標準化されたものをいう。
2. 「電子化文書」とは，紙文書その他電子的形態で作成されていない文書を刑事司法情報システムが処理することができる形態に変換した文書をいう。
3. 「刑事司法情報システム」とは，「刑事司法手続電子化促進法」第2条第4号⁵の刑事司法情報システム（以下「システム」という。）をいう。
4. 「刑事司法ポータル」とは，「刑事司法手続電子化促進法」第2条第6号⁶の刑事司法ポータルをいう。
5. 「電子署名」とは，「電子署名法」第2条第2号⁷の電子署名をいう。
6. 「公認電子署名」とは，「電子署名法」第2条第3号⁸の公認電子署名をいう。
7. 「行政電子署名」とは，「電子政府法」第2条第9号⁹の行政電子署名をいう。
8. 「刑事司法業務処理機関」とは，「刑事司法手続電子化促進法」第2条第2号¹⁰の刑事司法業務処理機関をいう。

9. 「電子的処理手続」とは、刑事司法業務処理機関が電子文書又は電子化文書を利用して略式事件（「刑事訴訟法」第4編第3章による略式手続により処理する事件をいう。）及び不起訴事件（検事が不起訴の処分をする事件をいう。）を処理する手続をいう。

第3条（対象事件） ①本法は、検事が「刑事訴訟法」第448条¹¹により略式命令を請求することができる事件のうち、被疑者が電子的処理手続によることを同意した次の各号のいずれか1つに該当する事件に対して適用する。〈改正2014.12.30, 2016.1.6〉

1. 「道路交通法」第148条の2第2項¹²、第152条第1号¹³及び第154条第2号¹⁴に該当する事件
2. 第1号に該当する事件と関連する「道路交通法」第159条¹⁵に該当する事件

②本法は、「交通事故処理特例法」第3条第2項本文¹⁶に該当する事件のうち、同項本文又は同法第4条¹⁷により公訴を提起することができないことが明白な事件に対して適用する。〈新設2016.1.6〉

③第1項及び第2項にかかわらず、次の各号のいずれか1つに該当する事件に対しては、電子的処理手続によらない。〈改正2016.1.6〉

1. 第1項又は第2項に該当する事件とそうでない事件を併合して捜査し、又は審判する場合
2. 被疑者が第4条第3項により第1項の同意を撤回した場合
3. 追加的な証拠の調査が必要な場合等捜査の進行の結果に照らして電子的処理手続によることが適切でない場合

④次の各号の場合、検事又は司法警察官吏は、その時までに関連して作成された電子文書及び電子化文書を出力した紙文書を当該事件の記録に編綴する。この場合、第9条第2項を準用する。〈改正2016.1.6〉

1. 第1項又は第2項に該当する事件とそうでない事件を併合して捜査することとなった場合
2. 次の各目のいずれか1つに該当する場合等電子的処理手続によることが適切でない場合
 - ア. 追加的な証拠の調査が必要な場合
 - イ. 被疑者に対して拘束令状又は逮捕令状等を申請し、又は請求する場合

第4条（被疑者の同意及び撤回） ①第3条第1項の同意は、被疑者がシス

テムに使用者登録をし、同意書を電子文書で作成・提出する方式により、しなければならない。

②第1項の同意書には、第8条第2項により略式命令が刑事司法ポータルに登載されている事実の通知を受ける電子的手段（電子郵便又は携帯電話のメッセージサービスをいう。）を記さなければならない。

③被疑者が第3条第1項の同意を撤回するには、略式命令の請求前までに、紙文書又は電子文書で撤回書を提出しなければならない。

④第3項の撤回を受け付けた検事又は司法警察官吏は、その時まで当該事件と関連して作成された電子文書及び電子化文書を出力した紙文書を当該事件の記録に編綴する。この場合、第9条第2項を準用する。

⑤第1項の同意書を作成するとき、被疑者は電子署名を、検事又は司法警察官吏は行政電子署名をしなければならない。第3項の撤回書を電子文書で作成するとき、被疑者は公認電子署名をしなければならない。

第5条（電子文書の作成）①検事又は司法警察官吏は、第3条第1項又は第2項に規定された事件を捜査する場合、次の各号の文書を電子文書で作成する。〈改正2016.1.6〉

1. 被疑者訊問調書及び陳述調書
2. 逮捕及び釈放に関する文書
3. 飲酒運転者に対する飲酒測定の場合・結果及び飲酒運転者の運転状況を記した文書
4. 無免許運転者に対する運転免許の照会結果及び無免許運転者の運転状況を記した文書
5. 犯罪経歴照会回報書
6. その他捜査上必要な文書

②検事は、第3条第1項に規定された事件に関して略式命令を請求する場合、システムを通して電子文書でなければならない。

③検事は、第3条第1項に規定された事件に関して不起訴の処分をする場合、システムを通して電子文書とする。〈新設2016.1.6〉

④検事は、第3条第2項に規定された事件に関して「交通事故処理特例法」第3条第2項本文又は同法第4条により不起訴の処分をする場合、システムを通して電子文書とする。〈新設2016.1.6〉

⑤法院は、第2項により略式命令が請求された場合、略式命令その他訴訟に関する書類を電子文書で作成する。〈改正2016.1.6〉

⑥第1項から第5項までの電子文書の作成者は、電子文書に行政電子署名をしなければならず、陳述者に電子署名をさせなければならない。〈改正2016.1.6〉

⑦第6項の行政電子署名及び電子署名は、「刑事訴訟法」で定める署名、署名捺印又は記名捺印とみなす。〈改正2016.1.6〉

⑧第1項から第5項までの電子文書の契印は、頁数を表示する方法によりする。〈改正2016.1.6〉

第6条（電子化文書の作成） ①刑事司法業務処理機関の所属公務員は、第3条第1項又は第2項に規定された事件に関する電子的処理手続において提出された紙文書その他電子的形態で作成されなかった文書（以下「電子化対象文書」という。）を電子化文書で作成する。〈改正2016.1.6〉

②電子化文書は、スキャナを利用して電子化対象文書とその内容及び形態が同じように変換されるよう作成されなければならない。作成者は、電子化文書に行政電子署名をしなければならない。

③電子化文書の作成者の所属機関は、電子化対象文書を略式命令若しくは判決が確定する時まで又は検事の処分がある時まで、保管しなければならない。ただし、電子化文書の作成者の所属機関が電子化対象文書をほかの機関に送付した場合には、送付を受けた機関において電子化対象文書を保管しなければならない。〈改正2016.1.6〉

第7条（電子文書及び電子化文書の提出） 検事は、第5条第2項により略式命令を請求する場合、同条により作成された電子文書及び第6条により作成された電子化文書を略式命令をするのに必要な証拠書類として法院に提出する。

第8条（略式命令等の電子的送達・通知） ①法院は、第5条第2項により略式命令が請求された場合、検事及び被告人に略式命令その他の訴訟に関する書類をシステムを利用して電子的に送達し、又は通知する。

②第1項の場合、法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事捕（以下「法院事務官等」という。）は、略式命令をシステムに登載した後、被告人にその事実を同意書に記された電子的手段により知らせなければならない。

③第2項の場合、送達を受ける者が刑事司法ポータルに登載された略式命令を確認した時に、略式命令が送達されたものとみなす。

④第2項の場合、送達を受ける者が刑事司法ポータルに登載された略式命

令を確認しない場合には、法院事務官等が第2項により略式命令を登載した事実を知らせた日から2週間が経った日に、送達されたものとみなす。ただし、送達を受ける者が責任を負うことができない事由により刑事司法ポータルに登載された略式命令を確認することができなかった場合には、「刑事訴訟法」第458条¹⁸において準用する同法第345条から第348条まで¹⁹の規定による正式裁判請求権の回復の請求をすることができる。

⑤システムを通じた電子的送達及び通知の具体的な手続は、大法院規則で定める。

第9条（出力物とする略式命令等の送達） ①法院は、第5条第2項により略式命令が請求された場合、システムの障害により電子的送達が不可能であり、その他大法院規則で定める事由がある場合には、略式請求その他の訴訟に関する書類を紙文書に出力して送達することができる。

②第1項による出力物は、システムを通して次の各号の要件を全て満たして出力されなければならない。この場合、その出力物は、その電子文書の謄本とみなす。

1. 出力日、頁数及び総頁数、文書の固有識別番号
2. 複写及び偽造・変造の防止標識

第10条（公判手続等により審判する場合の処理） ①「刑事訴訟法」第450条²⁰又は第453条²¹により公判手続により審判する場合、法院は、その時点でシステムを通して提出された訴訟に関する書類及び証拠書類を検事に電子的に送付し、これを受けた検事は、紙文書に出力して法院に提出しなければならない。

②検事が略式命令を請求せずに公訴を提起する場合には、既に作成された電子文書及び電子化文書を紙文書に出力して法院に提出する。

③検事が第3条第2項に規定された事件を不起訴の処分をせずに略式命令を請求し、又は公訴を提起する場合には、既に作成された電子文書及び電子化文書を紙文書に出力して法院に提出する。〈新設2016.1.6〉

④第1項から第3項までの場合、第9条第2項を準用する。〈改正2016.1.6〉

[題目改正2016.1.6]

第11条（電子文書等による執行の指揮） ①検事は、本法による略式命令が確定した場合には、「刑事訴訟法」第461条本文²²にかかわらず、電子文書で刑の執行を指揮する。

②第1項により電子文書で刑の執行を指揮することが困難である場合には、電子文書で作成された略式命令を紙文書に出力して刑の執行を指揮する。この場合、第9条第2項を準用する。

第12条（委任規定） 本法において規定した事項のほかは第3条第1項において定めた事件に関する略式裁判手続における電子文書の利用・管理に必要な事項は、大法院規則で定める。

第13条（ほかの法令との関係） 電子的処理手続に関して本法に特別な規定がなければ、「刑事訴訟法」等のほかの法令を適用する。〈改正2016.1.6〉

(制定時・改正時附則省略)

略式手続における電子文書の利用等に関する規則

2010年4月29日制定, 2010年5月1日施行 (大法院規則2285号)

2012年5月29日改正, 2012年5月29日施行 (大法院規則2409号)

〔現行〕2012年12月27日改正, 2013年1月1日施行 (大法院規則2441号)

第1条（目的） 本規則は、「略式手続における電子文書の利用等に関する法律」(以下「法」という。)が大法院規則に委任した事項、法による略式手続における電子的送達及び通知の具体的手続、電子文書の利用・管理等に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第2条（電子化文書の作成及び例外） ①法第6条第1項の電子化対象文書が法院に提出された場合には、法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事捕(以下「法院事務官等」という。)は、電子化対象文書を電子化文書で作成し、法院の刑事司法情報システムに登載する。

②法第6条第1項の電子化対象文書を技術的問題その他のほかの事由により電子化することができない場合には、これを別途の記録として管理・保管する。法院事務官等は、法院の刑事司法情報システムにその旨を入力しなければならない。

第3条（文書の電子的受付等） ①法院は、法第7条の規定により検事が提出した電子文書及び電子化文書を法院の刑事司法情報システムを利用して

受け付ける。

②被告人は、法第2条第4号の刑事司法ポータルを利用して電子文書及び電子化文書を法院に提出することができる。

③第1項及び第2項による電子文書及び電子化文書は、法院の刑事司法情報システムに受け付けられた時に、法院に提出されたものとみなす。

第4条（被告人に対する略式命令等の電子的送達・通知） ①法院事務官等は、法第8条第1項により次の各号の事由を被告人が提出した同意書に記された電子郵便又は携帯電話のメッセージサービスにより通知する。

1. 略式命令の請求の受付
2. 略式命令を法院の刑事司法情報システムに登録した事実
3. 「刑事訴訟法」第450条²³により公判手続により審判することを決定した場合には、その事実
4. 検事が正式裁判の請求をした場合には、その事実
5. その他送達する書類又は通知する事項であって、法院が電子的送達又は通知することを決定したもの

②第1項第2号の通知を受けた被告人は、刑事司法ポータルに接続して略式命令謄本を閲覧・出力することができる。

③第1項第2号の事実を電子郵便又は携帯電話のメッセージサービスにより電送した時を法第8条第4項による「略式命令を登録した事実を知らせた日」とみなす。

④第1項第2号の事実の通知が第1項の電子郵便又は携帯電話のメッセージサービスにより到達しなかったことが客観的に証明されるときには、法第8条第4項の「送達を受ける者が責任を負うことができない事由」とみなす。

第5条（検事に対する略式命令等の電子的送達又は通知） ①法第8条第1項の検事に対する略式命令その他の訴訟に関する書類の送達又は通知は、その電子文書又は情報を検察の刑事司法情報システムに電送する方式による。

②略式命令が検察の刑事司法情報システムに受け付けられた時に、検事に対する略式命令が送達されたものとみなす。

第6条（出力物とする略式命令等の送達） 法院は、略式命令その他の訴訟に関する書類の送達に関する事項が第4条第1項の電子郵便又は携帯電話のメッセージサービスにより到達しなかったことが客観的に証明されると

き、その他被告人が自身に責任を負うことができない事由により送達を受けることができないことを疎明した場合には、法第9条第1項により略式命令その他の訴訟に関する書類を紙文書に出力して送達することができる。

第7条 (正式裁判の請求) 「刑事訴訟法」第453条²⁴による略式命令に対する正式裁判の請求は、紙文書で法院に提出しなければならない。

第8条 (公判手続により審判する場合の処理) 「刑事訴訟法」第450条²⁵又は第453条²⁶により公判手続により審判する場合、法院は、検事にその事実を電子的に通知し、次の文書を電子的に送付しなければならない。

1. 検事がシステムを通して提出した電子文書及び電子化文書
2. 被告人が刑事司法ポータルを通して提出した電子文書及び電子化文書
3. 法院において作成した電子文書及び電子化文書

第9条 (移送) 法院が「刑事訴訟法」第16条の2²⁷により法による略式事件を軍事法院に移送する場合、法院事務官等は、当該略式事件の電子文書及び電子化文書を紙文書に出力して移送を受けた軍事法院に送付する。

第10条 (略式命令の更正) ①法による略式命令に対する更正申請は、紙文書で法院に提出しなければならない。

②法院事務官等は、更正決定の謄本を電子的に検事及び被告人に送達する。

第11条 (電子文書の閲覧・出力) ①法院の刑事司法情報システムに登録された略式事件記録の電子文書及び電子化文書は、紙文書に出力した後、その出力物を見る方法により閲覧することができる。

②法院の刑事司法情報システムに登録された略式事件の閲覧、出力を申請する場合、申請人が納付しなければならない手数料の金額は、次の各号の通りである。ただし、略式命令又は判決が確定する前に閲覧する場合には、次の1号に規定された記録の閲覧・出力に関する手数料を納付しない。

1. 記録の閲覧・出力：1件ごとに500ウォン（この場合、出力が閲覧と同時に、又は閲覧後直ちになされた場合には、1件の出力とみなす。）
2. 記録の出力書面の交付：出力書面1枚ごとに50ウォン（ただし、100ウォン単位未満の金額は、これを計算しない。）

③事件記録の閲覧、出力に関して本規則に特別な規定がなければ、「裁判記録の閲覧・複写規則」を準用する。

(制定時・改正時附則省略)

¹ 具体的には、2017年6月9日に閣議決定された『未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—』〔https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf〕（最終閲覧日：2018年1月29日）において、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障等総合的な観点から、利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中（訳者注：2017年度中）に結論を得る。」ものとし（43頁）、また、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。」ものとしている（126頁）。

そして、これを受けて日本経済再生本部に設置された「裁判手続等のIT化検討会」において具体的な検討が行われている（第1回検討会は、2017年10月30日に開催され、脱稿日現在、計4回、検討会が開催されている。）。なお、同研討会の詳細については、同研討会サイト〔<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/>〕（最終閲覧日：2018年1月29日）参照。

また、最高裁判所も、2018年度当初予算案に、裁判の電子化を進める方向で調査する費用を盛り込んだことが報道されている（『朝日新聞』2018年1月9日朝刊1、3面）。なお、『平成30年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算（平成29年12月小宮主計官）』〔http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/07.pdf〕（最終閲覧日：2018年1月29日）においても、「裁判所予算のポイント」の「2裁判事務処理体制の充実」として、「事件管理等を行うシステムを改修するとともに、裁判手続のIT化に向けて、コンサルティング業務を委託。」としている（17頁）。

² 具体的には、①民事訴訟法、②家事訴訟法、③行政訴訟法、④特許法（のうち特許取消決定・審決に対する訴えなど）、⑤民事執行法、⑥債務者更生及び破産に関する法律、⑦非訟事件手続法及び⑧これらの法律を適用・準用する法律による手続である（民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律3条）。

³ 拙稿「電磁的記録による起訴状別表提出の可否について」法学新報124巻3・4号（2017年）37頁以下、拙稿「韓国刑事法の調査研究（1）韓国

刑事判例研究：大法院2016年12月15日判決（2015ド3682）」比較法雑誌51巻2号（2017年）272頁以下。

⁴ 法務大臣官房司法法制調査部職員監修『現行韓国六法』（1988年，ぎょうせい）〔最終加除：230号（2017年1月30日内容現在）現在〕。

⁵ **刑事司法手続電子化促進法第2条(定義)**「4.「刑事司法情報システム」とは，刑事司法業務処理機関が刑事司法情報を作成，取得，貯蔵，送信・受信するのに利用することができるようにハードウェア，ソフトウェア，データベース，ネットワーク，保安要素等を結合させて構築した電子的管理体制をいう。」

⁶ **刑事司法手続電子化促進法第2条(定義)**「6.「刑事司法ポータル」とは，国民が刑事司法情報に容易かつ迅速に接近することができるように刑事司法情報共通システム（以下「共通システム」という。）に構築された刑事司法関連サービスポータルをいう。」

⁷ **電子署名法第2条(定義)**「2.「電子署名」とは，署名者を確認し，署名者が当該電子文書に署名をしたことを示すのに利用するために当該電子文書に添付され，又は論理的に結合された電子的形態の情報をいう。」

⁸ **電子署名法第2条(定義)**「3.「公認電子署名」とは，次の各目の要件を満たし，公認認証書に基づいた電子署名をいう。

ア. 電子署名生成情報が加入者に唯一に属すること。

イ. 署名当時，加入者が電子署名生成情報を支配・管理していること。

ウ. 電子署名があった後に当該電子署名に対する変更の有無を確認することができること。

エ. 電子署名があった後に当該電子文書の変更の有無を確認することができること。」

⁹ **電子政府法第2条(定義)**「9.「行政電子署名」とは，電子文書を作成した次の各目のいずれか1つに該当する機関又はその機関において直接業務を担当する者の身元及び電子文書の変更の有無を確認することができる情報であって，その文書に固有なものをいう。

ア. 行政機関

イ. 行政機関の補助機関及び補佐機関

ウ. 行政機関と電子文書を流通する機関，法人及び団体

エ. 第36条第2項の機関，法人及び団体」

¹⁰ **刑事司法手続電子化促進法第2条(定義)**「2.「刑事司法業務処理機関」

とは、法院、法務部、検察庁、警察庁、海洋警察庁及びその所属機関その他刑事司法業務を処理する機関であって、大統領令で定める機関をいう。」

¹¹ **刑事訴訟法第448条(略式命令をすることができる事件)**「①地方法院は、その管轄に属する事件に対して検事の請求があるときには、公判手続なくして略式命令により被告人を罰金、科料又は没収に処することができる。②前項の場合には、追徴その他付随の処分をすることができる。」

¹² **道路交通法第148条の2(罰則)**「②第44条第1項に違反して酒に酔った状態で自動車等を運転した者は、次の各号の区分に従って処罰する。

1. 血中アルコール濃度が0.2パーセント以上である者は、1年以上3年以下の懲役又は500万ウォン以上1千万ウォン以下の罰金
2. 血中アルコール濃度が0.1パーセント以上0.2パーセント未満である者は、6月以上1年以下の懲役又は300万ウォン以上500万ウォン以下の罰金
3. 血中アルコール濃度が0.05パーセント以上0.1パーセント未満である者は、6月以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金」

¹³ **道路交通法第152条(罰則)**「1.第43条に違反して第80条による運転免許(原動機装置自転車免許を除く。以下本条において同じ。)を受けず(運転免許の効力が停止された場合を含む。)、又は第96条による国際運転免許証を受けずに(運転が禁止された場合及び有効期間が過ぎた場合を含む。)、自動車を運転した者」(法定刑：1年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金)

¹⁴ **道路交通法第154条(罰則)**「2.第43条に違反して第80条による原動機装置自転車免許を受けずに、原動機装置自転車を運転した者」(法定刑：30万ウォン以下の罰金又は拘留)

¹⁵ **道路交通法第159条(両罰規定)**「法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が法人又は個人の業務に関して、第148条、第148条の2、第149条から第157条までのいずれか1つに該当する違反行為をすれば、その行為者を罰するほかに、その法人又は個人にも、当該条文の罰金又は科料の刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。」

¹⁶ **交通事故処理特例法第3条(処罰の特例)**「②車の交通により、第1項の罪のうち業務上過失致傷罪又は重過失致傷罪及び「道路交通法」第151条の罪を犯した運転者に対しては、被害者の明示的な意思に反して公

訴を提起することができない。ただし、車の運転者が第1項の罪のうち業務上過失致傷罪又は重過失致傷罪を犯しても被害者を救護するなど「道路交通法」第54条第1項による措置を講じずに逃走し、又は被害者を事故場所から移して遺棄し逃走した場合、同罪を犯し「道路交通法」第44条第2項に違反して飲酒測定の要求に従わなかった場合(運転者が採血測定を要請し、又は同意した場合は除く。)及び次の各号のいずれか1つに該当する行為により同罪を犯した場合には、この限りでない。

1. 「道路交通法」第5条による信号機が表示する信号若しくは交通整理をする警察公務員等の信号に違反し、又は通行禁止若しくは一時停止を内容とする安全標識が表示する指示に違反して運転した場合
2. 「道路交通法」第13条第3項に違反して中央線をはみ出し、又は同法第62条に違反して横断、Uターン若しくは後進した場合
3. 「道路交通法」第17条第1項又は第2項による制限速度を時速20キロメートル超過して運転した場合
4. 「道路交通法」第21条第1項、第22条、第23条による追越しの方法・禁止時期・禁止場所若しくは割込みの禁止に違反し、又は同法第60条第2項による高速道路における追越しの方法に違反して運転した場合
5. 「道路交通法」第24条による踏切の通過方法に違反して運転した場合
6. 「道路交通法」第27条第1項による横断歩道における歩行者の保護義務に違反して運転した場合
7. 「道路交通法」第43条、「建設機械管理法」第26条又は「道路交通法」第96条に違反して運転免許若しくは建設機械操縦士免許を受けず、又は国際運転免許証を所持せずに運転した場合。この場合、運転免許若しくは建設機械操縦士免許の効力が停止中であり、又は運転の禁止中であるときには、運転免許若しくは建設機械操縦士免許を受けず、又は国際運転免許証を所持していないものとみなす。
8. 「道路交通法」第44条第1項に違反して酒に酔った状態で運転し、又は同法第45条に違反して薬物の影響により正常的に運転することができないおそれがある状態で運転した場合
9. 「道路交通法」第13条第1項に違反して歩道が設置された道路の歩道をはみ出し、又は同法第13条第2項による歩道の横断方法に違反して運転した場合

10. 「道路交通法」第39条第3項による乗客の墜落防止義務に違反して運転した場合
11. 「道路交通法」第12条第3項による子ども保護区域において同条第1項による措置を遵守し子どもの安全に留意しつつ運転すべき義務に違反して子どもの身体を傷害に至らせた場合
12. 「道路交通法」第39条第4項に違反して自動車の貨物が落ちないよう必要な措置を講じずに運転した場合

¹⁷ **交通事故処理特例法第4条（保険等に加入された場合の特例）**「①交通事故を起こした車が「保険業法」第4条、第126条、第127条及び第128条、「旅客自動車運輸事業法」第60条、第61条又は「貨物自動車運輸事業法」第51条による保険又は共済に加入した場合には、第3条第2項本文に規定された罪を犯した車の運転者に対して公訴を提起することができない。ただし、次の各号のいずれか1つに該当する場合には、この限りでない。

1. 第3条第2項ただし書に該当する場合
2. 被害者が身体の傷害により生命に対する危険が発生し、不具となり、又は不治若しくは難治の疾病が生じた場合
3. 保険契約又は共済契約が無効となり、解止となり、又は契約上の免責規定等により保険会社、共済組合又は共済事業者の保険金又は共済金支給義務がなくなった場合

(②, ③省略)」

¹⁸ **刑事訴訟法第458条（準用規定）**「①第340条乃至第342条、第345条乃至第352条、第354条の規定は、正式裁判の請求又はその取下げに準用する。(②省略)」

¹⁹ **刑事訴訟法第345条（上訴権回復請求権者）**「第338条乃至第341条の規定により上訴することができる者は、自己又は代理人が責任を負うことができない事由により上訴の提起期間内に上訴をすることができなかつたときには、上訴権回復の請求をすることができる。」

刑事訴訟法第346条（上訴権回復請求の方式）「①上訴権回復の請求は、事由が終止した日から上訴の提起期間に相当する期間内に、書面で原審法院に提出しなければならない。

- ②上訴権回復の請求をするときには、原因となった事由を疎明しなければならない。
- ③上訴権の回復を請求した者は、その請求と同時に上訴を提起しなければ

ならない。」

刑事訴訟法第347条（上訴権回復に対する決定及び即時抗告）「①上訴権回復の請求を受けた法院は、請求の許否に関する決定をしなければならない。

②前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。」

刑事訴訟法第348条（上訴権回復請求及び執行停止）「①上訴権回復の請求があるときには、法院は、前条の決定をする時まで、裁判の執行を停止する決定をすることができる。

②前項の執行停止の決定をした場合に、被告人の拘禁を要するときには、拘束令状を発付しなければならない。ただし、第70条の要件が具備されたときに限る。」

²⁰ **刑事訴訟法第450条（普通の審判）**「略式命令の請求がある場合に、その事件が略式命令によりすることができず、又は略式命令によりすることが適当でないものと認めるときには、公判手続により審判しなければならない。」

²¹ **刑事訴訟法第453条（正式裁判の請求）**「①検事又は被告人は、略式命令の告知を受けた日から7日以内に、正式裁判の請求をすることができる。ただし、被告人は、正式裁判の請求を放棄することができない。

②正式裁判の請求は、略式命令をした法院に書面で提出しなければならない。

③正式裁判の請求があるときには、法院は、遅滞なく、検事又は被告人にその事由を通知しなければならない。」

²² **刑事訴訟法第461条（執行指揮の方式）**「裁判の執行指揮は、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添付した書面でしなければならない。ただし、刑の執行を指揮する場合のほかには、裁判書の原本、謄本若しくは抄本又は調書の謄本若しくは抄本に認める捺印により行うことができる。」

²³ 既出（前掲注20）

²⁴ 既出（前掲注21）

²⁵ 既出（前掲注20）

²⁶ 既出（前掲注21）

²⁷ **刑事訴訟法第16条の2（事件の軍事法院移送）**「法院は、公訴が提起された事件について、軍事法院が裁判権を有することとなり、又は裁判権を有したことが判明したときには、決定により、事件を裁判権がある同じ審級の軍事法院に移送する。この場合に、移送前に行った訴訟行為は、移送後にもその効力に影響がない。」